

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議 第21回地質構造・水資源部会専門部会

2025年8月4日

静岡県

今後の主な対話項目【トンネル発生土編】

主な対話項目28項目中、発生土置き場関連は全5項目

※灰字:対話完了項目 青字:これまでの対話項目
青字下線:今回、引続きの対話

主な対話項目

(1) 土石流、地すべり、深層崩壊等の大規模な土砂移動、濁水の流出、細かい粒子の底質への堆積などを想定し、生態系全体や景観への影響を考慮した対策

※ 仮に、発生土を有効活用する場合は、その活用案に応じた対策を追加で検討する必要がある。

(2) 全ての発生土置き場についての詳細な計画(立地、設計、モニタリング等)

(3) リスク管理の手法とリスク対策(リスクマトリクス、リスクマップを使用)

(4) ツバクロ発生土置き場について、以下の点を踏まえた、影響の予測・評価及びその対応※対話完了

(ア)広域的な複合リスク(土石流の同時多発の可能性等)

(イ)対岸の河岸侵食による斜面崩壊の発生リスク

(ウ)土石流の緩衝地帯としての機能低下

(エ)予測のシミュレーション条件

(オ)ツバクロ発生土置き場の断層(推定)の影響

(5) 自然由来の重金属等を含む要対策土の処理

※(1)(2)(3)について、通常土に関しては対話完了

議題1 要対策土の発生予測

事務局説明内容

【対話項目の背景】

- 令和7年6月 第20回地質構造・水資源部会専門部会
 - ・ JR東海が要対策土の発生予測について説明した。

<委員意見>

- ・ 要対策土の発生予測の方法については、より具体的な説明を求める。
- ・ ロットを細分化することで、要対策土を減らすことができる。
- ・ 事前にコアボーリングをして要対策土の地層を把握して進めれば、要対策土を減らすことができる。

【本日の対話内容】

- 委員意見を踏まえ、JR東海が発生予測のより具体的な説明を行うので、その内容を確認する。

3

議題2 要対策土の処理方法

事務局説明内容

【対話項目の背景】

- 令和7年6月 第20回地質構造・水資源部会専門部会
 - ・ JR東海が要対策土の処理方法について説明した。

<委員意見>

- ・ 要対策土の総量を減らすという観点からは、オンサイト処理が重要だと思う。

【本日の対話内容】

- 委員意見を踏まえ、JR東海がオンサイト処理の詳細を含む処理方法について検討したので、内容を確認する。

4

環 生 第 1 1 7 号
令和 7 年 7 月 30 日

国土交通省鉄道局施設課長 様

静岡県くらし・環境部長

「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る工事について（照会）

令和 7 年 7 月 28 日付け静岡工事第 53 号により、東海旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東海」という。）から本県へ、「藤島発生土置き場における盛土計画」が提出され、基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱（令和 4 年静岡県告示第 304 号。以下「要綱」という。）の取扱いにおいて、同計画をもって、藤島発生土置き場（静岡県静岡市葵区岩崎字東山 783 番 4 のうちの一部。以下「藤島」という。）において行われる盛土が中央新幹線南アルプストンネル工事と同一の事業区域内において行われるものと認められるか、との照会がありました。（別紙 1）

本県では、要綱第 4 の 2 の「盛土等が、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続において認められた事業の区域において採取された土石のみを用いて当該事業の区域において行われるもの」という要件（以下「同一事業区域要件」という。）に該当するか否かを検討しておりますが、全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号。以下「全幹法」という。）においては、「事業区域」という用語は定義されていないと承知しております。このため、同一事業区域要件の該当性については、全幹法第 9 条第 1 項に規定する中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画（以下「工事実施計画」という。）に基づき行われる工事か否かにより、判断する予定です。

以上を踏まえ、下記の理由により、今回、ＪＲ東海から提出された「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る工事については、全幹法第 9 条第 1 項の規定により国土交通大臣が認可した工事実施計画に基づき行われる工事と理解してよろしいか、照会いたします。

記

- 1 「藤島発生土置き場における盛土計画」（別紙 1 の別添 1）については、国土交通大臣が平成 26 年 10 月 17 日付けで認可した工事実施計画（その 1）において、全国新幹線鉄道整備法施行規則（昭和 45 年運輸省令第 86 号。以下「全幹法施行規則」）第 2 条第 1 項第 7 号レに規定する「その他工事の実施に関し必要な事項」として記載された「（汚染土壌）自然由来の重金属等による汚染のおそれのある土壌については、関連法令等に基づき、管理及び処理する計画である。」との記載内容に該当すること。

2 国土交通大臣が令和5年12月28日付けで変更認可した工事实施計画においては、全幹法施行規則第2条第1項第8号の規定により、次のとおり工事予算を記載していること。このうち、隧道費には藤島への発生土（要綱第2(1)の基準不適合土石を含む。）の運搬費及び受入費並びに藤島の整備費を含み、工事付帯費には藤島の設計費及び環境調査費を含むものであること。

－工事予算 約7兆円

－うち隧道費 約2.1兆円

－うち工事付帯費 約0.2兆円

担 当 環境局生活環境課
電話番号 054-221-2267

静岡工事第 53 号
令和 7 年 7 月 28 日

静岡県くらし・環境部長 様

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部
中央新幹線静岡工事事務所長

基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱について（再照会）

標題について、令和 7 年 3 月 5 日付け環生第 116 号により回答がありましたが、回答中の「藤島発生土置き場が中央新幹線南アルプストンネル工事と同一の事業区域内の盛土（全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 9 条第 1 項の認可対象）であることが必要である」という箇所について考え方を提示しますので、下記のとおり再度照会します。

記

当社は、藤島発生土置き場における盛土を、「藤島発生土置き場における盛土計画」（別添 1。以下「本件計画」という。）のとおり行うことを予定しており、本件計画に係る工事は、全国新幹線鉄道整備法第 9 条 1 項の規定により国土交通大臣から認可を受けた工事実施計画に基づいて行うものであると考えております。

ついては、基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱（令和 4 年静岡県告示第 304 号）の取扱いにおいて、本件計画をもって、藤島発生土置き場において行われる盛土が中央新幹線南アルプストンネル工事と同一の事業区域内において行われるものと認められるでしょうか。

藤島発生土置き場における盛土計画

- ・藤島発生土置き場（静岡県静岡市葵区岩崎字東山 783 番 4 のうちの一部。以下「藤島」という。）については、令和 5 年 12 月 28 日に国土交通大臣から変更認可を受けた中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画に基づいて盛土を行う。なお、同計画には、全国新幹線鉄道整備法施行規則（昭和 45 年運輸省令第 86 号）第 2 条第 1 項第 8 号の規定により、次のとおり工事予算を記載しており、このうち、隧道費には藤島への発生土（要綱第 2 (1) の基準不適合土石を含む。）の運搬費及び受入費並びに藤島の整備費を含み、工事付帯費には藤島の設計費及び環境調査費を含むものである。
 - －工事予算 約 7 兆円
 - －うち隧道費 約 2. 1 兆円
 - －うち工事付帯費 約 0. 2 兆円
- ・藤島においては、中央新幹線南アルプストンネル静岡工区にて発生する発生土（基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱（令和 4 年静岡県告示第 304 号）第 2 (1) の基準不適合土石を含む。）のみを用いて盛土を行う。（別添 2、3）
- ・当社は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 30 条第 1 項の許可を受けて藤島の盛土を行い、同法第 41 条第 1 項の規定に基づき将来に亘って責任をもって管理する。
- ・盛土の構造等は、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会での対話結果も踏まえて、適宜見直しを行い、環境への影響の低減や安全性の確保に継続して取り組む。

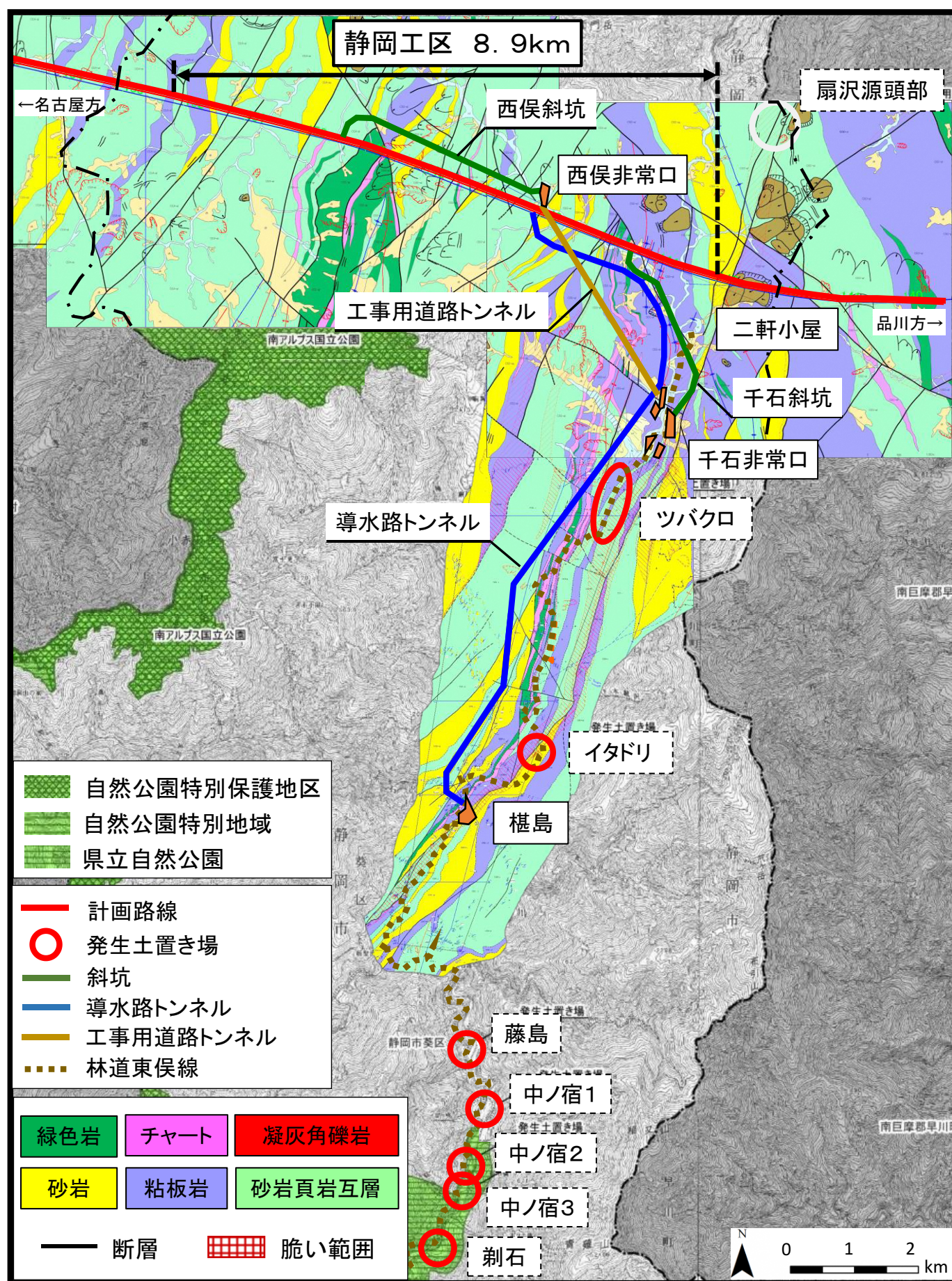


図 1.1.1 静岡県内の施設・工事概要

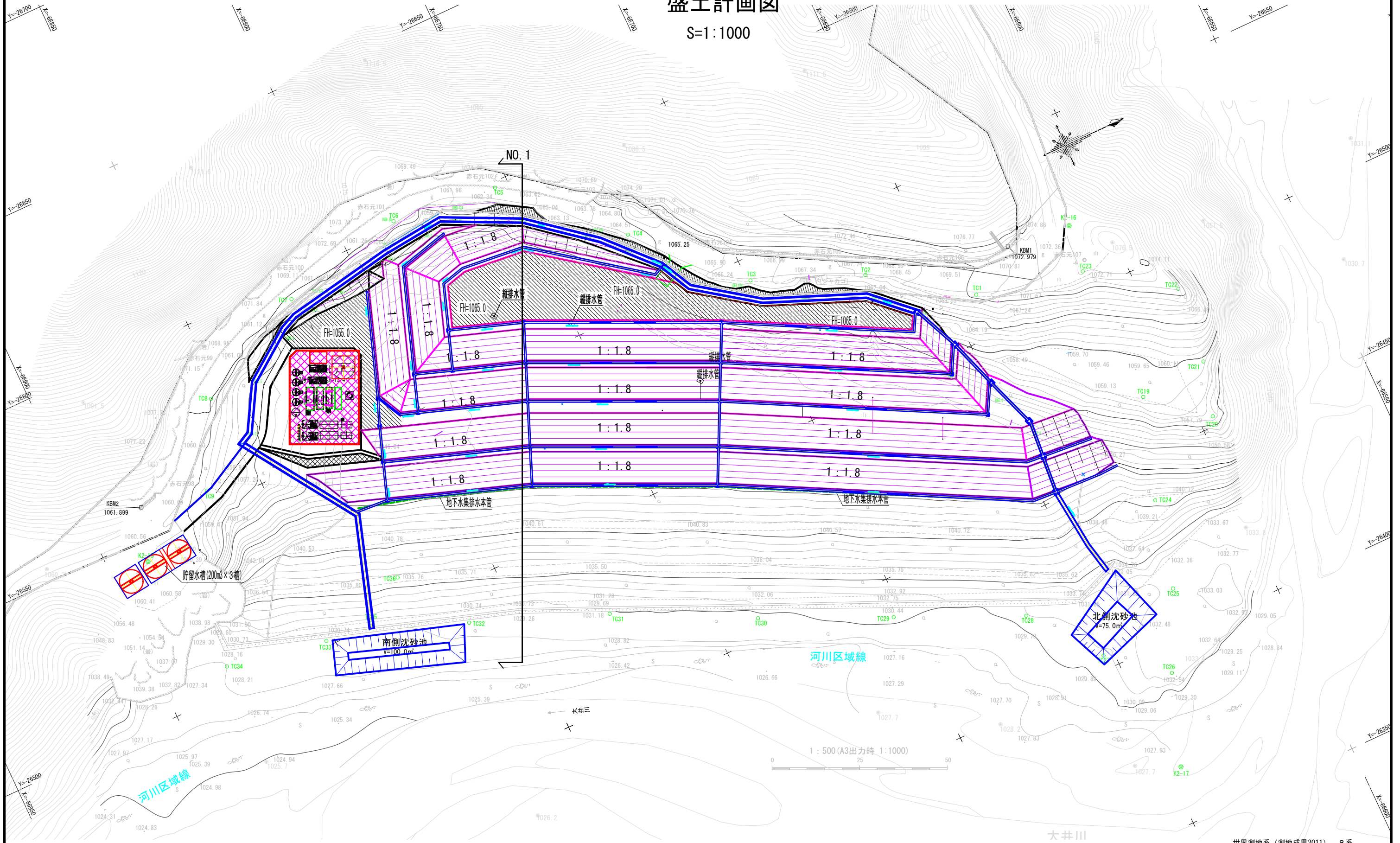
トンネル掘削による南アルプスの環境への影響の回避・低減に向けた取組み【本編】（令和5年12月）より
 藤島においては、中央新幹線南アルプストンネル静岡工区にて発生する発生土（基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱
 （令和4年静岡県告示第304号）第2(1)の基準不適合土石を含む。）のみを用いて盛土を行う。

藤島発生土置き場

盛土計画図

S=1:1000

11

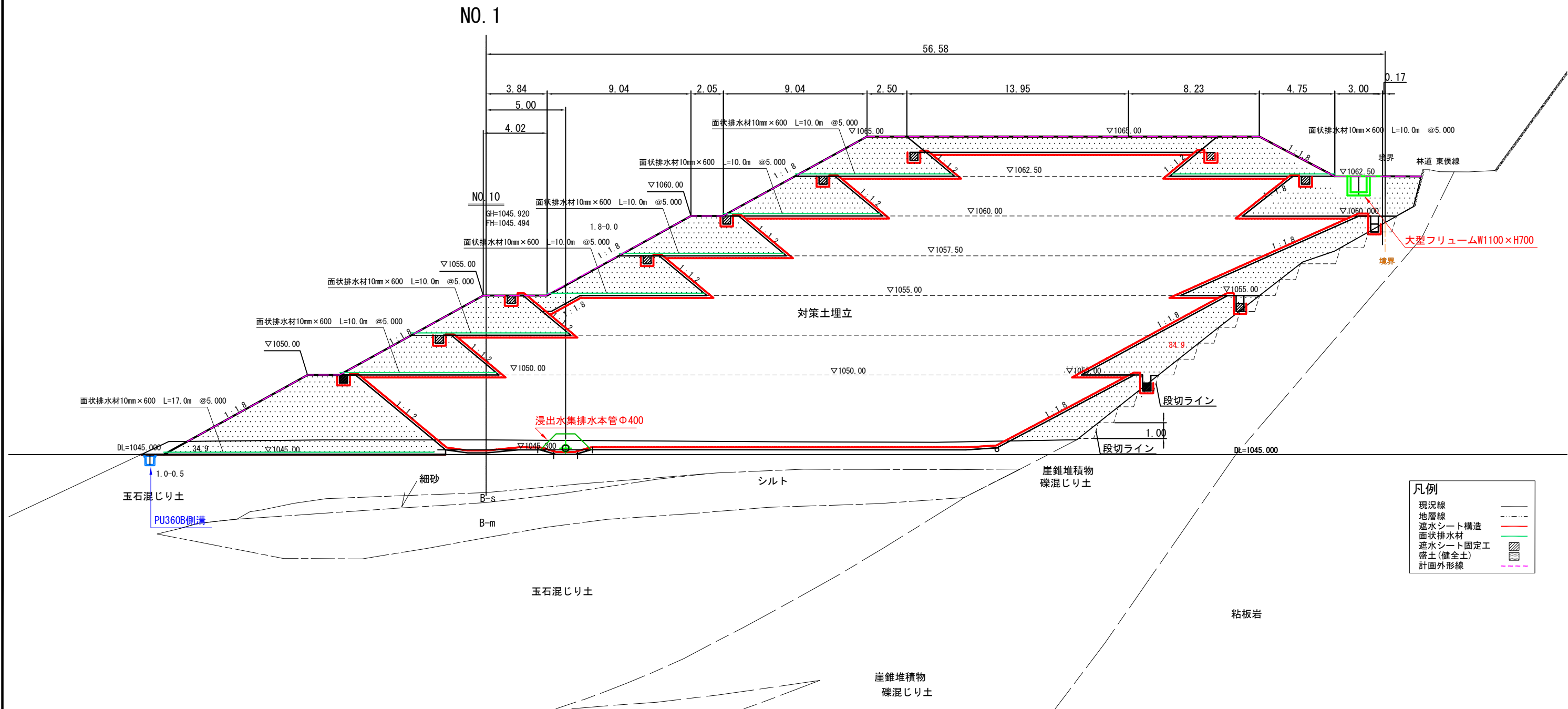


現段階の設計であり、盛土の構造等は、今後、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会での対話結果も踏まえて、適宜見直しを行い、環境への影響の低減や安全性の確保に継続して取り組む。

藤島発生土置き場
標準断面図
NO. 1 S=1:250

別添 3

12



現段階の設計であり、盛土の構造等は、今後、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会での対話結果も踏まえて、適宜見直しを行い、環境への影響の低減や安全性の確保に継続して取り組む。

(写)

令和7年8月1日

静岡県中央新幹線対策本部長

静岡県副知事 平木 省 様

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役副社長 水野 孝則

中央新幹線南アルプストンネル（静岡工区）における
ヤード用地造成等の実施について

平素弊社業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

中央新幹線南アルプストンネル（静岡工区）におけるヤード整備のうち、平成30年8月に弊社が要請した宿舍・事務所等工事及び用地造成について、本体工事（トンネル工事）とは切り離された準備段階の工事として進めてまいりました。

その後、トンネル工事に係る環境保全上の課題である大井川水系の水資源及び南アルプスの自然環境の保全に関して、国土交通省の有識者会議や貴県の環境保全連絡会議（専門部会）で対話を行い、水資源については専門部会における対話が完了し、残る全ての項目について、対話を進めていただいているところです。

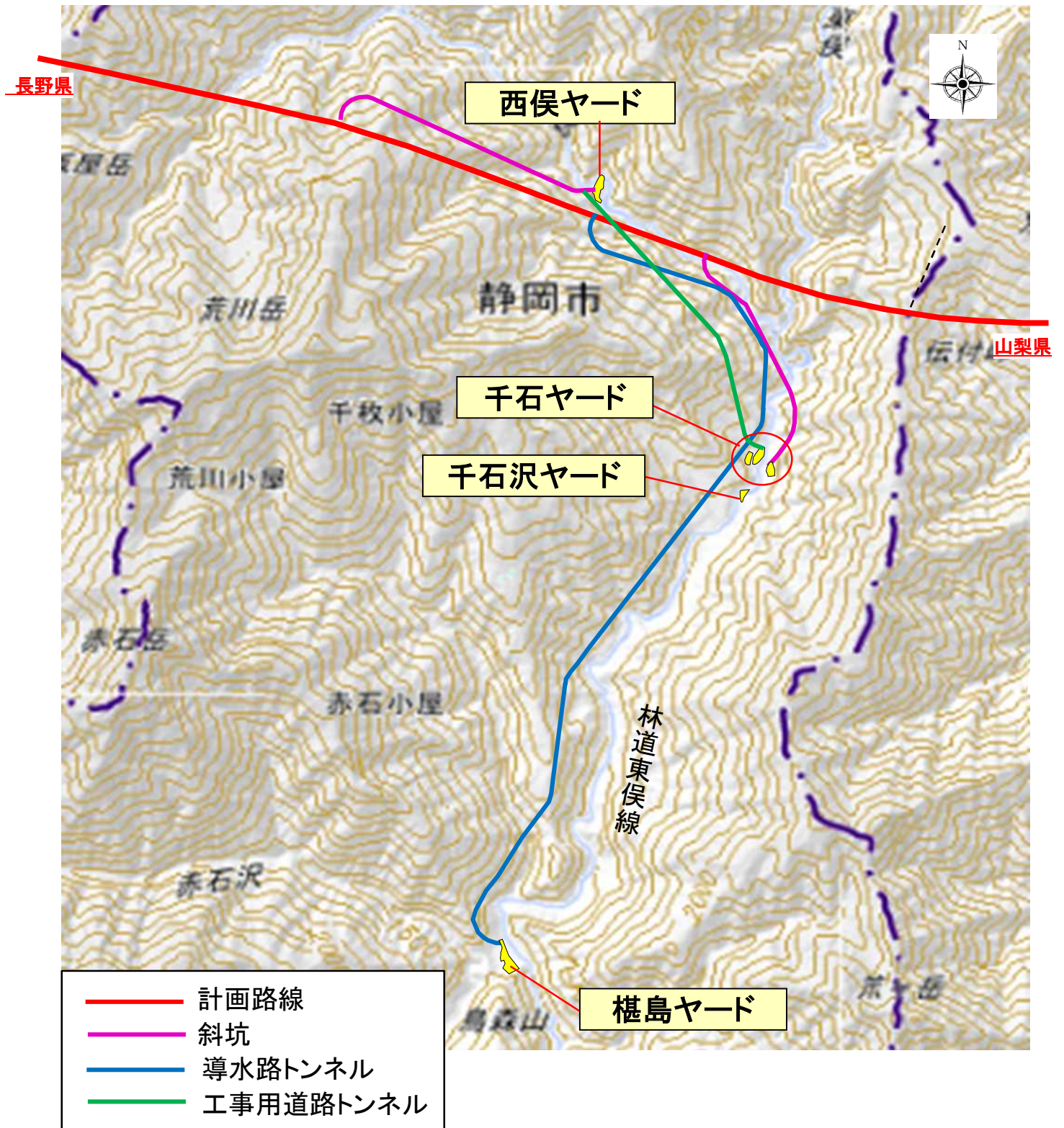
弊社ではこうした状況に鑑み、必要なヤードの用地造成や対話の内容を踏まえて工事開始前から実施する環境調査の拠点となる事務所等を整備したいと考えております。

つきましては、これらの整備を準備段階の工事として、関係法令に基づく手続きや、自然環境保全条例に基づく協定締結などを行ったうえで進めたいと考えておりますので、必要な協議、調整をお願いいたします。

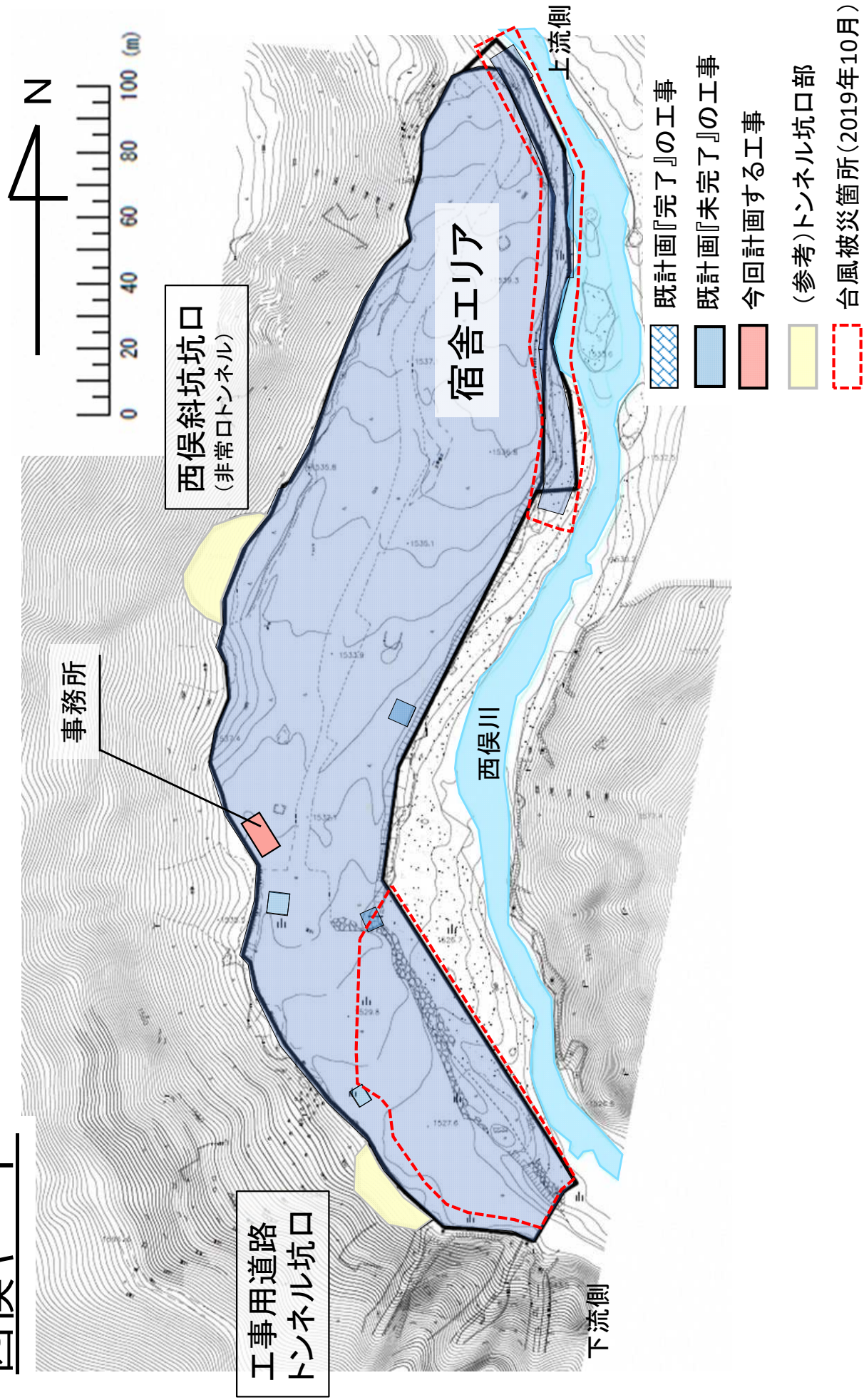
なお、トンネル（斜坑、導水路、工事用道路）の坑口整備や濁水処理等設備の設置などの本体工事（トンネル工事）については、今回の整備に含んでおりません。

以上

中央新幹線南アルプストンネル（静岡工区）ヤード位置図

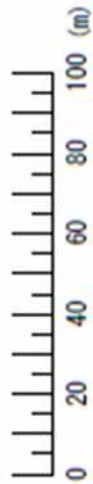


西俣ヤード

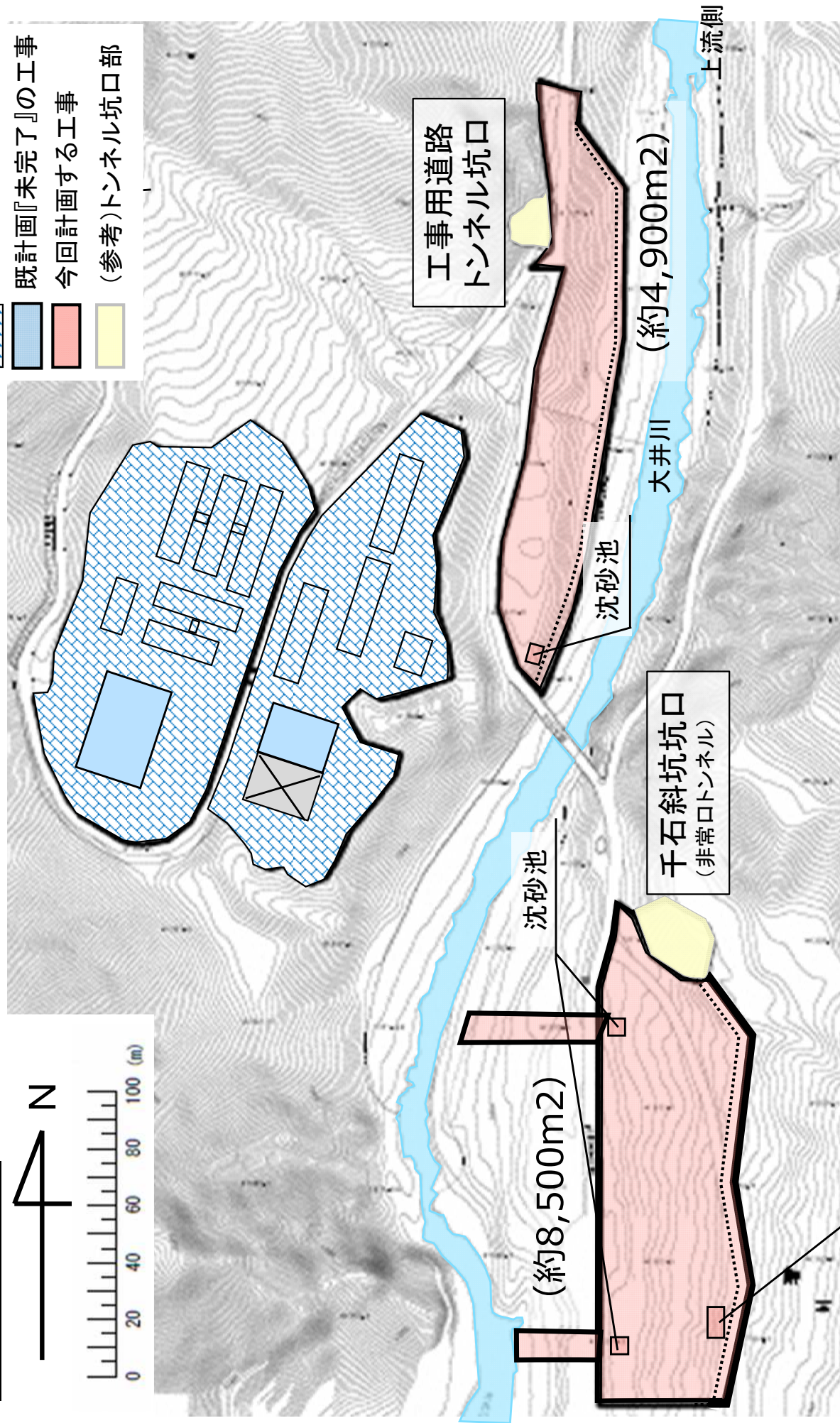


- ※ トンネル掘削(トンネル坑口整備を含む)は行いません。
- ※ 今後、計画の深度化に伴い設備配置等が変更となる可能性があります。

千石ヤード

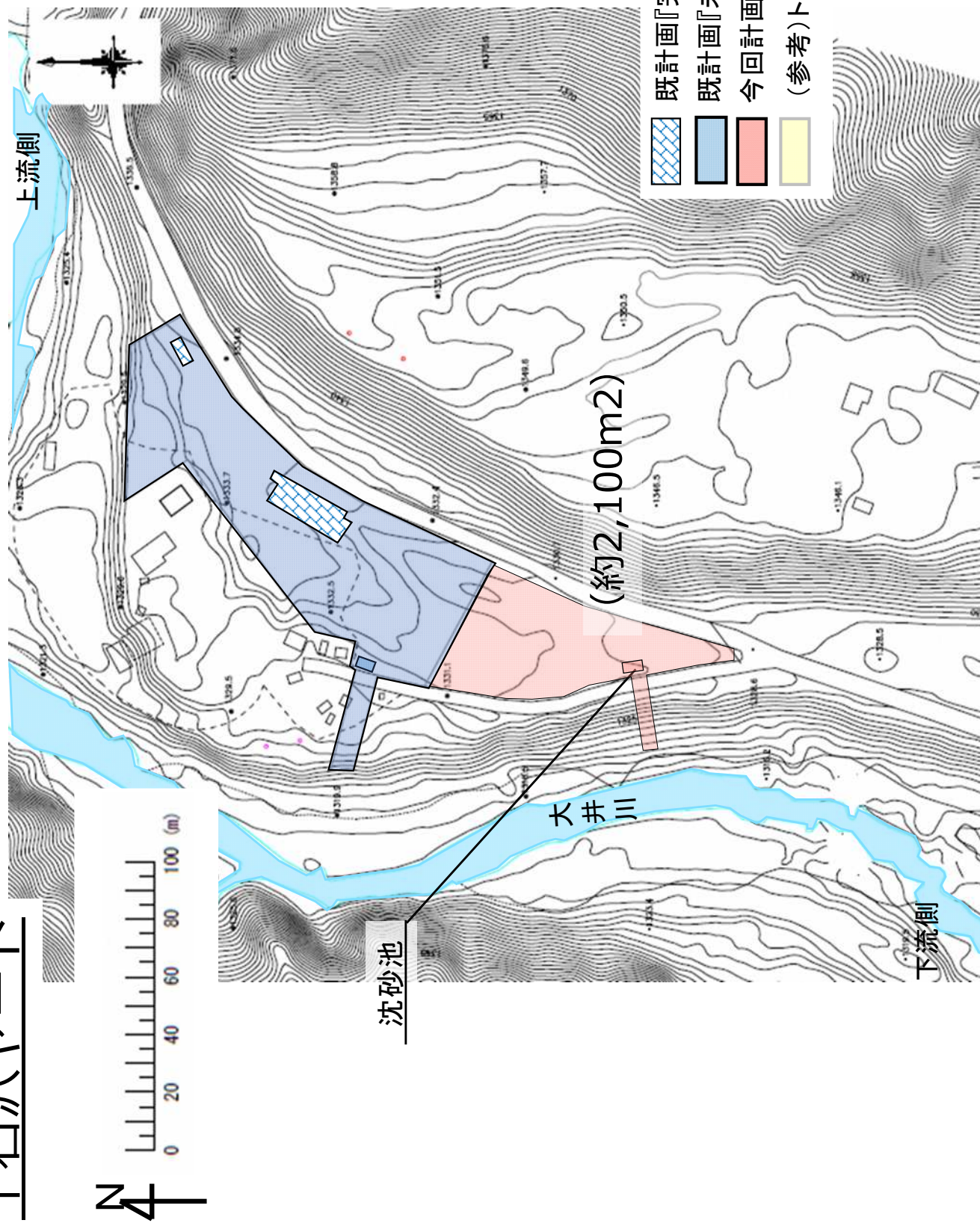


-  既計画『完了』の工事
-  既計画『未完了』の工事
-  今回計画する工事
-  (参考)トンネル坑口部



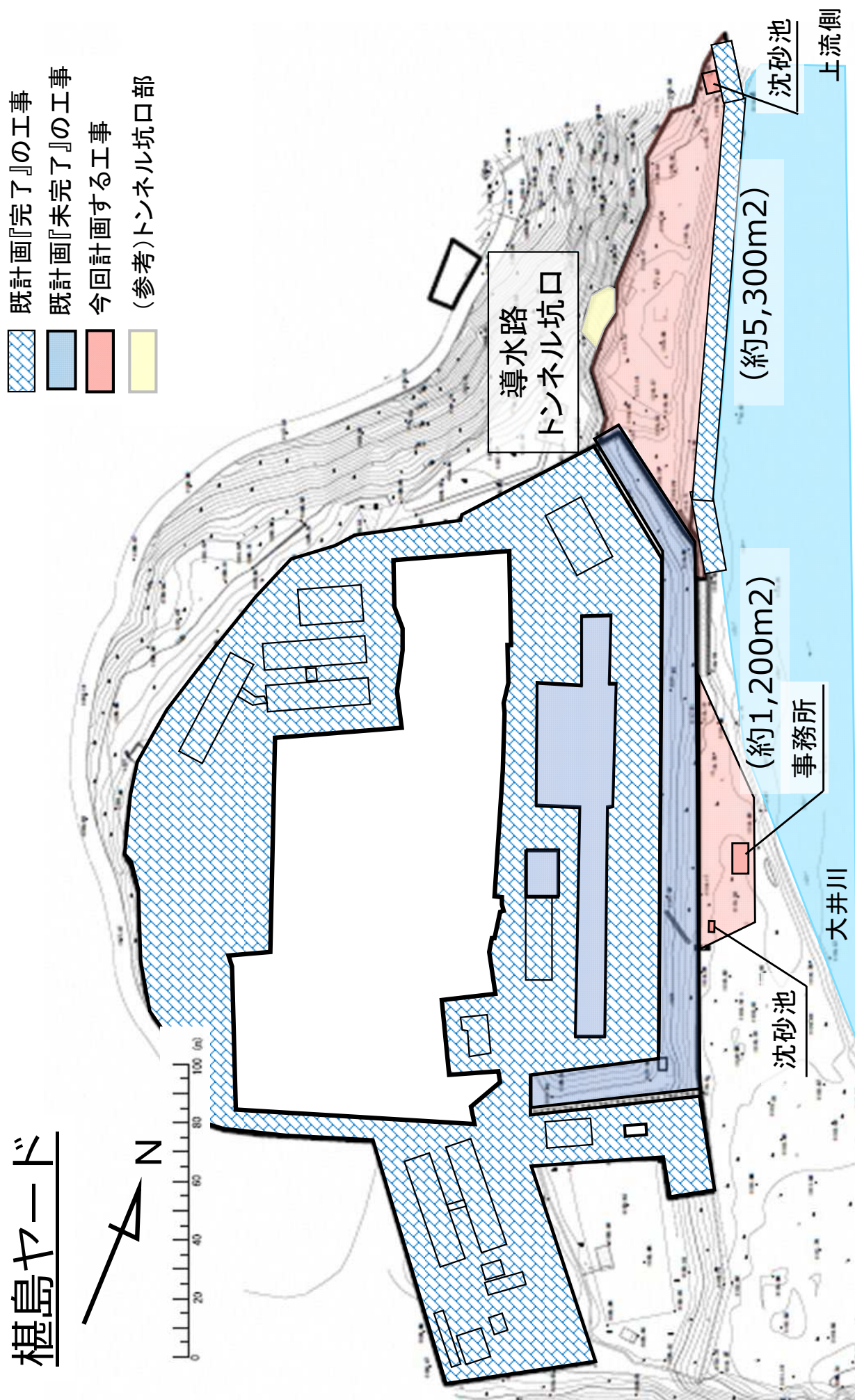
- ※ トンネル掘削(トンネル坑口整備を含む)は行いません。
- ※ 今後、計画の深度化に伴い設備配置等が変更となる可能性があります。

千石沢ヤード



- ※ トンネル掘削(トンネル坑口整備を含む)は行いません。
- ※ 今後、計画の深度化に伴い設備配置等が変更となる可能性があります。

樫島ヤード



- ※ トンネル掘削(トンネル坑口整備を含む)は行いません。
- ※ 今後、計画の深度化に伴い設備配置等が変更となる可能性があります。